

# 水戸市歴史的風致維持向上計画



水 戸 市

【表紙写真の説明】

<p>常磐公園（偕楽園） 史跡・名勝</p>	<p>台渡里廃寺跡 （観音堂山地区） 史跡</p>	<p>弘道館（水戸城跡三の丸） 特別史跡・重要文化財</p>
<p>有賀神社の磯渡御 市指定無形民俗文化財</p>	<p>水戸八幡宮の例大祭 （本殿：重要文化財）</p>	<p>大野のみろく 国選択・県指定無形民俗文化財</p>
<p>水戸大神楽 （柳貴家勝蔵社中） 県指定無形民俗文化財</p>	<p>吉田古墳 （吉田古墳群第1号墳） 史跡</p>	<p>水府流水術 市指定無形文化財</p>

## はじめに



水戸市は、古代から現代に至るまで豊かな自然と歴史にはぐくまれ、県都として、地方中核都市圏のリーダーとして発展し、平成21年度に市制施行120周年、そして水戸藩開藩400年を迎えました。

戦災等により多くの歴史的な建造物やまちなみが失われたものの、関東でも有数の城下町としての名残があり、そこには、わが国を代表する歴史的資産である弘道館や偕楽園など、歴史上価値の高い建造物が残され、周辺では、江戸時代から続く祭礼、武道、伝統芸能など、歴史と伝統を反映した人々の活動が営まれているなど、水戸らしい風情、情緒、たたずまいを醸し出しています。

本計画は、平成20年に制定された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（通称名：歴史まちづくり法）に基づき、「水戸市第5次総合計画—水戸元気プラン—」において定めた将来都市像『県都にふさわしい風格と安らぎのある 元気都市・水戸』の実現に向け、城下町・水戸の良好な市街地の環境（歴史的風致）の維持・向上を図り、後世に引き継いでいくため策定したものであります。

本計画の策定に当たりましては、計画づくりにおいても市民参加が大切であるという認識のもと、パブリック・コメントの実施を通して、市民の皆様から貴重なご意見をいただくとともに、水戸市歴史的風致維持向上計画協議会や水戸市文化財保護審議会の委員におかれましては、熱心にご審議いただき、心から感謝を申し上げます。

今後とも、市民の皆様と力をあわせながら、歴史のまちとしての水戸の魅力、都市の風格を一層高め、自らの歴史と文化に高い誇りと愛着を持てるよう、全力で取り組んでまいりたいと存じます。

平成22年2月

水戸市長 加藤 浩一



## 目 次

序 章	計画の策定にあたって	
1	計画策定の背景と目的	1
2	計画期間	2
3	策定の経緯及び推進体制	3
第1章	本市における歴史的風致の維持及び向上に関する方針	
1	本市の概要	7
2	本市の歴史的資産の状況	19
3	本市において維持及び向上すべき歴史的風致	22
4	これまでの歴史まちづくり及び景観形成の状況	45
5	歴史的風致の維持及び向上に関する課題	48
6	各種計画の状況及びそれらの計画との関連性	53
7	市全体の歴史的風致の維持及び向上に関する方針	57
8	文化財部局とまちづくり部局等の連携体制	59
第2章	重点区域の位置及び区域	
1	重点区域の設定について	61
2	区域の範囲と設定	63
3	良好な景観の形成に関する施策との連携	71
第3章	文化財の保存又は活用に関する事項	
1	市全体に関する事項	95
2	重点区域に関する事項	104
第4章	歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項	
1	歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する方針	112
2	整備及び管理に関する具体的事項	113
第5章	歴史的風致形成建造物の指定の方針	
1	歴史的風致形成建造物の指定の方針	126
第6章	歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項	
1	歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項	129

参考資料

- |   |              |     |
|---|--------------|-----|
| 1 | 水戸市の文化財一覧    | 133 |
| 2 | 地域区分ごとの歴史的資産 | 140 |

## 序 章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の背景と目的

水戸市は、大串貝塚をはじめ古代からの豊かな歴史にはぐくまれ、江戸時代以来、関東地方でも有数の規模を誇る城下町として発展した。特に、水戸藩を中心に研究された学問は、幕末・維新时期における日本の近代化に大きく寄与した。

その後戦災などにより、多くの歴史的な建造物やまちなみが失われたものの、基本的な町割は大きく変わらず、名園とうたわれる偕楽園や江戸時代最大規模の藩校として知られる弘道館があるほか、旧水戸城の土塁や堀、江戸時代からの商人町である下市地区を流れる備前堀、徳川光圀が愛した庭園保和苑等、様々な歴史的資源が点在しており、城下町としての名残をとどめて今日に至っている。

また、こうした城下町の風情を背景に、水戸大神楽、水戸太鼓、向井町の散々楽、大串のささらばやし、大野のみろくばやし、大根むき花等の民俗芸能、北辰一刀流剣術、水府流水術、田谷の棒術等の武道、水戸拓、農人形、水府提灯、水戸押絵等の伝統工芸、吉田神社、東照宮、八幡宮等でみられる各祭礼といった歴史と伝統を反映する人々の活動が現在まで受け継がれている。

水戸市では、これらにみられる歴史的景観を守るため、昭和8年における弘道館、偕楽園周辺を皮切りに、市の中心部周辺を順次風致地区として指定してきた。現在の面積は約539.2haに及ぶ。さらに平成4年には都市景観条例を施行し、景観行政への積極的な取組を行ってきた。これは、茨城県で最も早い例である。他方、文化財行政においては、昭和51年に文化財保護条例を施行し、有形・無形の文化財の保存及び活用に努めているのに加え、特定テーマにおける文化財の総合的な保存と活用を目指して、平成19年には「水戸藩の学問・教育遺産群」を世界遺産暫定一覧表記載資産候補として、茨城県との共同で文化庁に提案したところである。

今般、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下、「歴史まちづくり法」という。）が施行されたことにより、これまでの水戸市の文化財行政とまちづくり行政とが、国の支援を受けることで一体となって一層推進されることが期待されるため、この法に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、歴史と文化にはぐくまれた風格と安らぎの感じられるまちづくりを進めるための方向性を示すこととする。

なお、この計画は、水戸市におけるまちづくりの基本方針である「水戸市第5次総合計画」に基づき策定するものであるとともに、関連する「水戸市都市計画マスタープラン」及び「水戸市景観計画」との整合を図ることとする。

## 2 計画期間

この計画の期間は、平成 21(西暦 2009)年度から平成 30(西暦 2018)年度までの 10 年間とする。

### 3 策定の経緯及び推進体制

#### (1) 計画の策定・推進体制

この計画の策定及び推進に関しては、次の組織において行うこととする。また、計画は必要に応じて見直すものとする。なお、策定及び推進に関する事務は、市の文化財保護行政を主管する教育委員会事務局文化課が行い、水戸市歴史まちづくり推進ワーキンググループで策定及び推進に係る課題を検討し、水戸市歴史的風致維持向上計画検討委員会が策定及び推進に伴う連絡調整にあたり市内の連携を図ることとする。

#### ●水戸市歴史的風致維持向上計画検討委員会

計画の策定及び推進に伴う市内の連絡調整を所掌。関係部課長で組織し、事務局を文化課に置く。(第1章8 P59 参照)

##### 【委員の構成】

教育次長（委員長） 都市計画部長（副委員長）  
政策企画課長 地域振興課長 財政課長 商工課長 観光課長 建設計画課長  
都市計画課長 建築指導課長 公園緑地課長 市街地整備課長 教育企画課長  
学校施設課長 生涯学習課長

#### ●水戸市歴史まちづくり推進ワーキンググループ

計画の策定及び円滑な推進を図るため、水戸市歴史的風致維持向上計画検討委員会の下部組織として関係課の課長補佐級の職員で組織し、事務局を文化課に置く。(第1章8 P59 参照)

##### 【委員の構成】

文化課長（座長） 都市計画課長（副座長）  
政策企画課 地域振興課 財政課 商工課 観光課 建設計画課 都市計画課  
建築指導課 公園緑地課 市街地整備課 教育企画課 学校施設課 生涯学習課  
の課長補佐級の職員

#### ●水戸市歴史的風致維持向上計画協議会

歴史まちづくり法第11条第1項の規定により組織。計画の策定及び変更並びに実施に係る連絡調整を所掌。市・県関係者、重要文化財の管理者、学識経験者等で組織する。

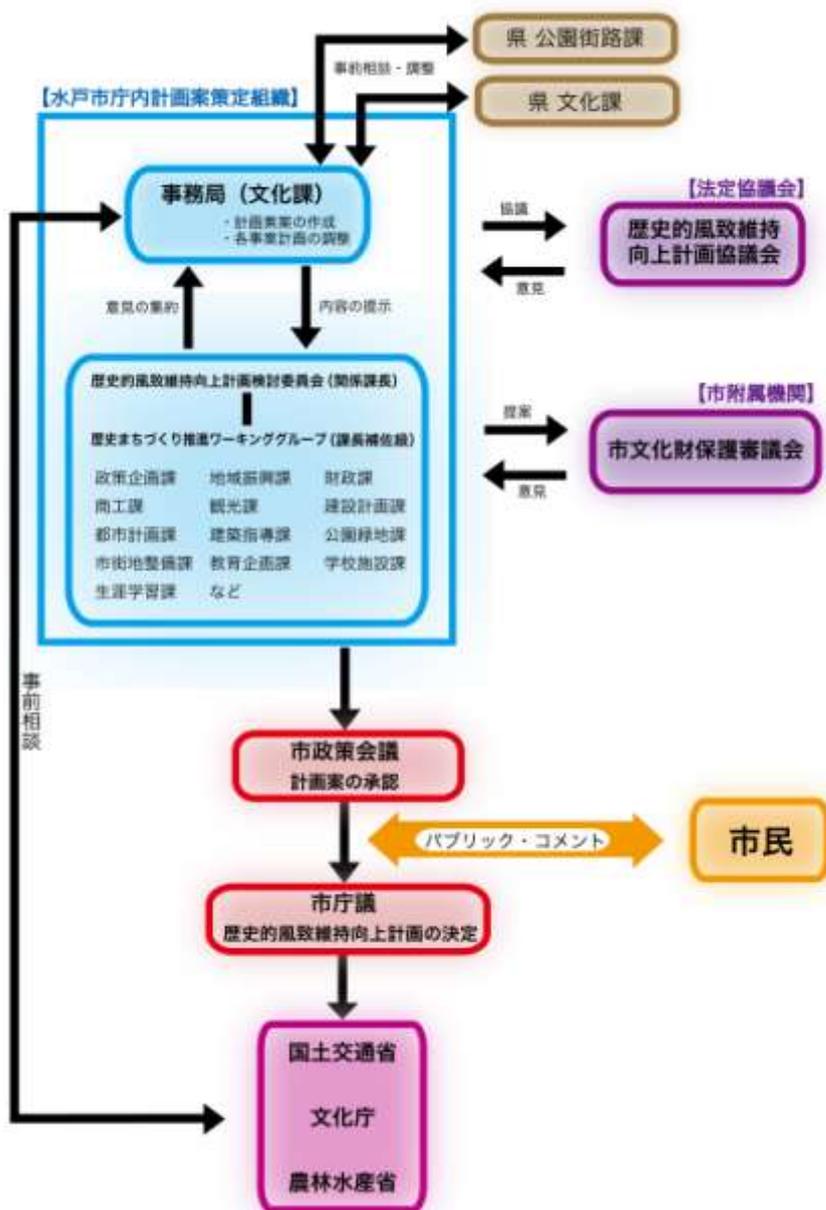
##### 【委員の構成】

茨城県文化財保護審議会会長・茨城大学名誉教授（会長）  
常磐大学教授（副会長） 茨城県都市計画課長 茨城県公園街路課長  
茨城県文化課長 水戸市都市計画部長 水戸市教育次長

●水戸市文化財保護審議会（市附属機関）

歴史まちづくり法第5条第6項の規定により計画の策定及び変更に係る意見を述べる（第3章1（8） P102 参照）

**【委員の構成】**  
 水戸史学会会長（会長） 茨城県考古学協会会長（副会長）  
 茨城県文化財保護審議会委員 六地藏寺住職 八幡宮宮司  
 前文化財建造物保存技術協会参与 茨城県立歴史館史料学芸部長  
 元茨城県立近代美術館企画課長 茨城生物の会会長 茨城県立歴史館学芸課長



## (2) 策定の経緯

本市では、平成20年5月16日の「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の制定を受け、次のような経緯で計画の策定を行った。

- 平成20年9月22日  
庁内に「水戸市歴史的風致維持向上計画検討委員会」を設置
- 平成20年10月2日  
「水戸市歴史的風致維持向上計画検討委員会」を開催（1回目）
  - ・概要説明，計画策定の方向性，今後の進め方について協議
- 平成20年10月30日  
「水戸市歴史的風致維持向上計画検討委員会」を開催（2回目）
  - ・計画案について協議
- 平成20年11月4日  
「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の施行
- 平成20年11月17日  
「水戸市歴史的風致維持向上計画協議会」（法定協議会）の設置及び開催（1回目）
  - ・概要説明，計画案について審議
- 平成20年11月18日  
「水戸市文化財保護審議会」の意見聴取（1回目）
  - ・概要説明，計画案について意見聴取
- 平成20年12月2日  
「水戸市歴史的風致維持向上計画検討委員会」を開催（3回目）
  - ・計画案について協議
- 平成21年1月21日  
「水戸市歴史的風致維持向上計画検討委員会」を開催（4回目）
  - ・計画案について協議
- 平成21年1月27日  
「水戸市歴史的風致維持向上計画協議会」（法定協議会）の開催（2回目）
  - ・計画案について審議
- 平成21年1月30日  
「水戸市文化財保護審議会」の意見聴取（2回目）
  - ・計画案について意見聴取
- 平成21年2月4日  
「水戸市政策会議」の審議
  - ・計画案の承認

- 平成21年2月17日～3月10日
  - 「パブリックコメント」の実施
  - ・計画案を市内各市民センター（公民館）及び水戸市公式ホームページに掲示することで実施
- 平成21年3月24日
  - 「水戸市歴史的風致維持向上計画協議会」（法定協議会）の開催（3回目）
  - ・計画案について審議
- 平成21年3月26日
  - 「水戸市文化財保護審議会」の審議（3回目）
  - ・計画案について承認
- 平成21年3月27日
  - 「水戸市庁議」による計画の承認
- 平成21年11月10日
  - 「水戸市歴史的風致維持向上計画」の申請
- 平成22年2月4日
  - 「水戸市歴史的風致維持向上計画」の認定
- 平成25年1月25日
  - 「水戸市文化財保護審議会」の審議（3回目）
  - ・計画変更案について審議
- 平成25年3月1日
  - 「水戸市歴史的風致維持向上計画協議会」（法定協議会）の開催（5回目）
  - ・計画変更案について審議
- 平成25年3月
  - 「水戸市歴史的風致維持向上計画」の変更申請